

第23期第6回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時 令和8年4月17日（金） 13:30～14:15

II 場 所 福島県水産会館研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

III 次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問・答申）

議案第2号 知事許可漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）

(2) 報告事項

ア ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる試行目安数量について

イ 福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正について

ウ 令和8年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について

6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員（13名）

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理

今泉 浩一 委員 狩野 一男 委員 平 仁一 委員

永瀬 哲浩 委員 久田 要一 委員 森田 政利 委員

吉田 康男 委員 鈴木 由美子 委員

宮崎 奈穂 委員 (WEB参加) 渡邊 千夏子 委員 (WEB参加)
氏居 俊夫 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長 (併) 海区事務局長	平田 豊彦
水産課主任主査	平川 直人
水産課主査	寺本 航
水産事務所長	渋谷 武久
水産事務所主任主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	山廻邊 昭文
水産資源研究所長	佐久間 徹
海区事務局 主幹兼次長 (総務担当)	菅野 学
〃 次長 (業務担当)	根本 芳春
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	佐藤 琴美
〃 主事	新妻 樹
〃 主事	二階堂 拓斗
〃 主事	金子 正子

1 開会 (13:30～)	
事務局(根本次長)	定刻となりましたので、これより第23期第6回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局(根本次長)	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
今野会長	<p>本日は、年度はじめのお忙しい中、第23期第6回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、今回は令和8年度最初の委員会となります。先ほど御紹介がありましたとおり、県の皆様におかれましては、人事異動により新たに着任された方々もいらっしゃいます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の委員会では、議案が2課題、報告事項が3課題予定されております。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜り、十分に御協議いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
3 出席状況報告	
事務局(根本次長)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は委員15名中、会場に11名、御出席いただき、また2名の委員が職場やご自宅などからインターネット上での御出席となっております。いずれも福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、出席委員数は13名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
4 議事録署名人選出	
事務局(根本次長)	<p>続いて、議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしくお願いいたします。</p>
今野会長	<p>それでは、議事録署名人には、宮崎委員、渡邊千夏子委員を指名いたします。</p> <p>両委員には、よろしくお願いいたします。</p>
両委員	(「はい」との声あり)
5 議題	

事務局(根本次長)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。</p> <p>会長、よろしくお願いいたします。</p>
-----------	---

(1) 議案

<p>議案第1号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問・答申）</p>	
議長	<p>議案第1号「沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>議案第1号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について御説明いたします。</p> <p>資料3ページをお開きください。</p> <p>令和8年4月8日付け8生流第146号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺本主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の寺本です。</p> <p>議案第1号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料4ページを御覧ください。</p> <p>1の概要を御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を御説明いたします。</p> <p>知事許可漁業の許可の有効期間は、福島県漁業調整規則第15条第1項において3年と規定されておりますが、沖合たこかご漁業の許可の有効期間につきましては、同条第2項の規定に基づき、1年に短縮したいと考えております。</p> <p>短縮する理由につきましては、4 短縮の理由を御覧ください。</p> <p>沖合たこかご漁業で対象としているタコ類やツブ類は、底びき網でも漁獲されており、資源を減少させる懸念があります。</p> <p>そのため、対象資源の動向を踏まえた弾力的な許可の発給を行うため、1年に短縮するものです。</p> <p>なお、短縮した場合の許可の有効期間は、ページの中程、四角で囲われている部分のとおり、令和8年7月1日から令和9年6月30日までとなります。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の説明に対して、質疑はありますか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>

議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第1号、沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮については、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。

議案第2号 知事許可漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）

議 長	議案第2号「知事許可漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
平田課長	議案第2号 知事許可漁業の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について御説明いたします。 資料5ページをお開きください。 令和8年4月8日付け8生流第99号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 本議案は、3年ごとに実施している知事許可漁業の一斉更新に伴うものです。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。
寺本主査	はい、議長。 水産課の寺本です。 議案第2号の内容について御説明いたします。 資料6ページをお開きください。 1の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 今回の諮問は、知事が、知事許可漁業の許可又は起業の認可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。 なお、本件に係る説明において、「許可又は起業の認可」を「許可等」と省略して御説明いたします。 資料中程、3の制限措置等及び許可の基準の必要性を御覧くだ

さい。

現在許可している知事許可漁業のうち、下の表の左の欄に掲げる漁業種類については、表の右の欄に掲げる日に有効期間が満了します。

それぞれ有効期間満了後の許可等をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。

また、制限措置で公示した許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数を超える申請があった場合、許可等をする者を定めるための基準を定める必要があります。

資料7ページの4 制限措置等及び許可の基準の内容の表を御覧ください。

表の左の欄に記載している項目は、許可等をするに当たり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項です。

それぞれの項目について、内容を御説明いたします。

項目の1番上の「漁業種類」、3番目の「操業区域」、4番目の「漁業時期」、5番目の「漁業を営む者の資格」については、取扱方針のとおりとし、現在の許可と同じ内容で設定いたします。

次に、項目の上から2番目「許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数」について御説明いたします。

表の欄外の米印（※）を御覧ください。

許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数は、操業の実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありませんが、本県においては、操業拡大に向け取り組んでいるところであり、そのような実態においては、資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会を参考に設定しております。

漁業種類ごとの許可等をすべき数について御説明いたします。

本日追加配布しました右肩に参考と記載があります資料を御覧ください。

表の左に漁業種類、表の右から2番目の欄に今回お諮りする制限措置等の案のうち、許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数を記載しております。

表の一番上から御説明いたします。

まず、小型機船底びき網漁業について、

地方名称 板びき網漁業は19隻、

地方名称 自家用釣餌料びき網漁業は13隻、

地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業は63隻、
地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等）は80隻、
地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等）は10隻、
地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等）は3隻です。
次に機船船びき網漁業について、
しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業は216隻、
おきあみひき網漁業は132隻、
さよりひき網漁業は156隻です。
刺し網（流し網）漁業は193隻です。
かご漁業について、
はもかご漁業は203隻、
沿岸かにかご漁業は152隻、
沖合たこかご漁業は23隻、
かご漁業は282隻です。
続いて、どう漁業は48隻、固定式刺し網漁業は299隻、つぼ漁業は13隻、地びき網漁業は5人です。
いずれの漁業種類においても、表の右の欄に記載している震災前の許可数と同じ若しくは下回っております。
以上が制限措置の内容です。
資料7ページにお戻りいただき、4の表を御覧ください。
表の下から2番目「許可等を申請すべき期間」は、ひと月の申請期間を設け、令和8年5月12日から同年6月12日までとする予定です。
最後に表の一番下、「許可の基準」については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に知事許可漁業の許可を受けている者を優先し順位付けを行い、許可等をする者を定めることといたします。
これを踏まえ、制限措置等について県報において告示する案を、資料8ページから32ページにお示ししております。
また、許可の基準の案を33ページにお示ししております。
資料7ページをお開きください。
経過と今後の予定について御説明します。
今回お示した制限措置の案については、水産課のホームページにおいて公表し、令和8年3月6日から同年4月6日まで意見を聴取しました。

	<p>その結果、意見の提出はありませんでした。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第2号、知事許可漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について、</p> <p>「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議 長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。</p>

(2) 報告

報告事項ア	ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる試行目安数量について
議 長	<p>続きまして、議題(2)報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる試行目安数量について知事部局から説明をお願いします。</p>
平川主任主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>報告事項ア「ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる試行目安数量について」の内容について説明いたします。</p> <p>資料34ページをご覧ください。</p> <p>1の「概要」についてです。</p> <p>今回の報告は、令和8管理年度である、令和8年4月1日から令和9年3月31日までににおける「ぶり」について、水産庁が管理を行う際の参考となる試行目安数量を示したため、報告するものです。</p> <p>まずは、2の「ぶりに係る国全体の管理」をご覧ください。</p> <p>「ぶり」については、令和7管理年度よりTAC管理が開始されています。</p> <p>管理年度の期間は、4月始まりで1年間のグループと7月始まりで1年間のグループに分けられており、福島県は4月始まりで1年間のグループに属しています。</p>

令和8管理年度からは、「ステップアップ管理」のステップ2となり、福島県を含めて、全ての都道府県等に対し、漁獲可能量を「試行水準」として配分しました。

また、管理を行う際の参考となる試行目安数量を各区分に示しました。

「ステップアップ管理」については、資料36ページをご覧ください。

これは、水産庁が示している、TAC管理のステップアップの考え方です。

現在は、表の中の「2年目」の列にあたります。

ステップは3段階に分かれており、ステップ1とステップ2で最長3年間で想定され、その後ステップ3として実効的な管理へ移行するプロセスとなります。

資料37ページをご覧ください。

これは、水産庁が示している、TAC管理のステップアップの考え方です。

ステップ2の列のうち、「TACの配分」という項目をご覧ください。

「都道府県等への配分の試行を実施」という記載があり、今回はこれに従い、「試行水準」と配分され、試行目安数量が示されています。

また、「漁獲が積み上がった場合の対応」の項目に記載があるとおおり、法第33条に基づく採捕停止命令は行わないこととされています。

ただし、ステップアップ管理の表の下部に示されるように、

「漁獲実績を積み上げることを目的として明らかに漁獲努力量を増やしている等、

TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、水産庁において必要な助言・指導をする」となっています。

資料34ページにお戻りください。

四角で囲んでいる、＜管理を行う際の参考となる試行目安数量＞の中をご覧ください。

試行目安数量は、令和3年から5年の漁獲実績を元に、参考シェアを算出しています。

国全体の漁獲可能量が9万7000トンであり、そこに参考シェアを掛けたものが試行目安数量として示されます。

次に、3の「ぶりに係る福島県の管理」についてです。

福島県は、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量として「試行水準」と配分され、その全量を「福島県ぶり漁業」に配分しました。

その後、令和8年3月17日付けの事務連絡により、福島県の管理を行う際の参考となる目安数量が、「29トン」と示されま

	<p>した。算定に用いられた福島県の参考シェアは、0.03%です。</p> <p>なお、この数量はあくまで管理を行うための参考であり、数量を超過したことによる漁獲の抑制については、基本的には行いません。</p> <p>ステップ2の段階においては、基本的には自然体で漁獲していただき、管理をする県側で、実績と目安数量を比較して管理の参考にいたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項イ 福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正について	
議長	続きまして、報告事項イ 福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正について知事部局から説明をお願いします。
平川主任主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>報告事項イとして「福島県特定水産資源の漁獲量の報告に関する規則の改正について」説明いたします。</p> <p>資料38ページをご覧ください。</p> <p>まず、規則の概要について説明します。</p> <p>今回の説明において、「福島県特定水産資源の漁獲量の報告に関する規則」は、以後、「報告規則」と呼称します。</p> <p>当初の制定の経緯については、1の(1)、「報告規則の令和2年12月11日付け制定について」に記載しています。</p> <p>令和2年12月に改正された漁業法により、特定水産資源、つまりTAC資源を採捕する者は、採捕数量を報告することが義務付けられました。</p> <p>それに伴い、採捕数量の報告について必要な事項を定めるため、報告規則を定め、令和3年1月1日付けで施行しました。</p> <p>報告規則の運用について補足しますと、漁協に所属している漁業者は、この規則の様式第4号を提出して、特定水産資源の報告を漁協に委任しています。</p> <p>漁協に所属していない漁業者など、委任をしていない漁業者は、この規則に定める報告様式を県に提出することにより、採捕数量の報告を行っています。</p> <p>この報告規則について、令和8年4月1日付けで、一部改正を行いました。</p> <p>一部改正の経緯については、1の(2)、「報告規則の令和8年</p>

4月1日付け一部改正について」に記載しています。

漁業法の一部を改正する法律が令和8年4月1日付けで施行され、「特別管理特定水産資源」が新たに制定され、関連する条項も一部改正されました。

それに伴い、県の報告規則においても、「特別管理特定水産資源」の報告に必要な事項を新たに定めたり、文言を修正したりする必要性が生じたため、この度、報告規則の一部改正を行ったものです。

漁業法の改正については、資料38ページの下部、【参考】の四角の中をご覧ください。

令和8年3月までは、漁業法の第26条第1項と第30条第1項において、採捕数量の報告に係る事項が定められていました。

4月以降は、それぞれ、第1項で特別管理特定水産資源以外について報告し、第2項で特別管理特定水産資源について報告するものと定められました。

なお、特別管理特定水産資源としては、現在、漁業法施行規則により、くろまぐろ（大型魚）のみ指定されています。

資料39ページをご覧ください。

2の「報告規則改正の概要」に基づいて、県の規則の改正について簡単に説明します。

(1)のとおり、漁業法の第26条第1項及び第30条第1項に基づくとしていた箇所について、それぞれ第2項にも基づくものとして、本文と様式の表現を修正しました。

(2)のとおり、様式第1号と第2号を、それぞれ2つに分けました。特別管理特定水産資源を対象とした様式と、それ以外を対象とした様式に分けています。

(3)のとおり、附則において、改正前の様式による同意を改正後の様式による同意とみなすと共に、改正前の様式に所要の調整を加えて使用することができるものとししました。

改正内容の参考として、報告規則の別記様式第4号について説明いたします。

資料64ページをご覧ください。

別記様式第4号について、改正後のものを掲載しています。

この様式は、漁協に所属している漁業者が、漁業法に基づく採捕数量の報告を漁協に委任するときに使用されています。

1の(3)、「委任事項」の項目に、チェックマークを書き込むところがありますが、この一つ目のチェック欄について、改正後の規則では、「法第26条第1項及び第2項の規定に基づく…」と始まっています。

改正前は、ここが「法第26条第1項に基づく…」と始まっており、第2項についての言及がありませんでした。

よって、現在提出されている同意書は法第26条第1項のみに


	<p>言及した同意書ですが、これを改正後の様式による同意とみなすので、規則の一部改正による再提出は必要ない、というように読み替えます。</p> <p>詳細な内容については、各資料のとおりです。</p> <p>規則改正の際の公布は、福島県報にて行っており、資料4 1ページ以降に掲載しています。</p> <p>新旧対照表は、資料4 7ページ以降に掲載しています。</p> <p>改正後の規則全体は、資料5 7ページ以降に掲載しています。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項ウ 令和8年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について	
議長	報告事項ウ 令和8年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について事務局から説明をお願いします。
事務局(根本次長)	<p>報告事項ウ 令和8年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について御説明いたします。資料の6 5ページをお開きください。今年度の主な行事予定をお示ししております。各行事の前の記号については、一番下に記載のとおり、白抜き□が海区漁業調整委員会関連、白抜き丸が入会漁業調整関連、黒の菱形が全国海区漁業調整委員会連合会関連、黒の三角が太平洋広域漁業調整委員会関連となっております。それでは、委員の皆様に関連する行事を4月から順をおって御説明します。</p> <p>4月は、本日の第1回福島海区漁業調整委員会です。</p> <p>5月は、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び理事会が東京都で予定されており、会長が出席予定でございます。</p> <p>6月は、第2回の海区漁業調整委員会を福島市で予定しております。議題は現在のところ、記載の6議案の予定でございます。</p> <p>7月は、全国海区漁業調整委員会連合会の事務局長会議が滋賀県で予定されており、事務局長が出席予定でございます。</p> <p>次に「未定」としてありますが、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会を予定しており、今年については、福島県での開催を予定しております。これから宮城海区と時期や開催場所も含めて調整いたします。</p> <p>10月は、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議が北海道で予定しております。</p> <p>11月は、太平洋広域漁業調整委員会が東京都内で予定されており、鈴木哲二広域漁業調整委員が出席予定でございます。</p> <p>12月は、第3回の海区漁業調整委員会を相馬市で予定しております。</p>

	<p>議題は、現在のところ、記載の4議題の予定でございます。</p> <p>2月は、第4回の海区漁業調整委員会を福島市といわき市にサテライト会場を設けて2会場で予定しております。議題は記載のとおり4議題の予定です。</p> <p>また、太平洋広域漁業調整委員会・太平洋北部会が東京都で開催予定となっております。</p> <p>なお、海区漁業調整委員会については、現在のところ年4回の開催予定ですが、場合によっては、開催時期、回数、議題の変更、追加がございますので、その都度委員の皆様にお知らせし、調整いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で報告事項ウ令和8年度福島海区漁業調整委員会の報告を終わります。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	
議 長	<p>本日本日予定された議題については、以上で終了しました。</p> <p>これをもちまして、第23期第6回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆さま、お疲れ様でした。</p>

令和8年4月17日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長： 今野 智光 

議事録署名人： 宮崎 奈穂 

議事録署名人： 渡邊 千夏子 

